

都における金融経済教育

今後の推進体制と取組の方向性・進め方

金融経済教育の推進に関する国の動き

- ・ 2022年11月28日 「**資産所得倍増プラン**」 <新しい資本主義実現会議決定>
- ・ 2023年11月29日 「**金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律**」（金サ法）
改正法公布
- ・ 2024年 3月15日 「**国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針**」（金サ法第82条）<閣議決定>
- ・ 2024年 4月 5日 **金融経済教育推進機構（J-FLEC）** 設立（金サ法第86条～第135条）



J-FLECは、47都道府県に設置されている金融広報委員会（※）の関係団体との連携強化のため、全国8ブロック毎に設置した協議会で情報・意見交換を行う等、全国的な金融経済教育の推進に取り組んでいる。

※東京都金融広報委員会（事務局：J-FLEC内）は、中立・公正な立場から都民の暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っており、都を含む関係団体職員等が委員等を務めている。

都の金融経済教育関係部署

生活文化スポーツ局
(消費生活部)

企画調整、基本計画等施策の検討、各種会議の開催、情報発信 等

生活文化スポーツ局
(消費生活総合センター)

セミナー・各種講座の開催、注意情報の発信 等

スタートアップ・国際金融都市戦略室

金融経済教育に係る教材の作成、講師の派遣、セミナーの開催、情報発信 等

産業労働局

金融トラブル防止等に関する出前講座・セミナーの開催 等

教育庁
生活文化スポーツ局 (私学部)

学習指導要領にもとづく教育 (教育庁)、 上記 3 局における取組への協力 等

東京都の金融経済教育に係る連携体制

資料4 - ③

消費者教育推進協議会…消費者教育推進法にもとづく地域協議会・消費生活対策審議会部会

※2023年4月、幹事・書記局として、スタートアップ・国際金融都市戦略室を追加

→金融経済教育を消費者教育の中の重要な分野と位置づけ、専門家から意見を聴取、施策への反映を目指す。

消費者教育推進庁内連絡会議…消費生活部門と学校教育部門の緊密な連携による消費者教育の総合的・効果的推進

※議題に応じ、スタートアップ・国際金融都市戦略室、産業労働局も参加

→取組の整合性や目標・認識の共有を図り、一体となって都における金融経済教育を推進することを目指す。

多重債務問題対策協議会…多重債務問題対策の推進を協議。関係団体・専門家との連携。

→消費者問題をはじめ、様々な社会問題につき、多重債務問題は原因にも結果にもなっている。多重債務に関する知識は金融リテラシーにおいても重要であり、相互に連携することで、施策の充実を図る。

東京都金融広報委員会…身近な金融に関する広報・学習支援活動を実施。関係団体等との連携。（事務局：J-FLEC内）

→都が開催する研修・会議等に際し、情報提供等を通じて都の事業を支援するほか、広報活動等において相互に協力し連携することで、的確な施策の推進を図る。

➡上記会議体等において、情報共有・意見交換等を行って関係団体・部署間の取組内容の整合性を図るとともに、学識経験者・関係団体等から意見聴取・助言等を受けるなどして、東京都全体としてより効果的な金融経済教育を推進する。

都の消費生活基本計画における金融経済教育の位置づけ (案)

資料4 - ④

1 「生活スキル」としての金融リテラシーの定着

- ・都民一人ひとりの金融リテラシーの向上が、公正で持続可能な社会の実現や、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成につながることを念頭におく。

2 広範かつ漏れのない金融経済教育の展開

- ・学校・地域社会・家庭・職域などの様々な場において、教育が実施されることを目指す。
- ・**金融リテラシー・マップ（※）を踏まえ**、関係部署が連携・協力し、漏れのない教育を推進していく。
（※）生活スキルとして最低限身に付けるべきお金の知識・判断力を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したもの。
関係省庁、有識者、金融関係団体等をメンバーとする金融経済教育推進会議にて策定。
- ・特に消費生活行政においては、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）にもとづき、消費者教育と金融経済教育のさらなる連携をはかるよう留意し、より積極的かつ効果的な事業展開を目指す。

3 トラブルの未然防止及び対処法の周知・啓発

- ・特に消費生活行政においては、トラブル防止情報・対処法についての周知・啓発に注力する。

今後の進め方

1 各局金融経済教育関連事業の洗い出し

- ・都民に適切な金融経済教育の機会を提供することを目標とし、金融リテラシー・マップ等を参考に、教育内容のほか、世代・職域に対応するきめ細かな金融経済教育になることを目指して、全庁的に検討を進める。

2 継続的な情報収集による教育内容の充実

- ・社会経済情勢の動きや、新たな消費者トラブル等について継続的に情報収集を行い、各局が連携して時勢にあった十分な対応を行っていく。

3 次期東京都消費生活基本計画への反映に向けた検討

- ・金融リテラシーの向上が、「公正で持続可能な社会の実現」及び「消費者市民社会の構築」に寄与することをふまえ、今後の東京都における消費生活行政及び消費者教育での位置づけや課題を整理・検討する。
- ・現在起きている様々な社会問題との関連性にも留意する。

➡ **次期、東京都消費生活基本計画（計画期間：令和10年度から14年度）に反映させる。**